

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省紀南河川国道事務所所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十六年八月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（空中写真撮影）

二 測量の地域 奈良県吉野郡十津川村大字七色、大字桑畑、大字山手谷、大字竹筒及び神下（熊野川流域）

三 測量の期間 平成二十六年八月二十日から平成二十七年二月二十七日まで